

# 令和7年度

# 日野町大学等在学生生活支援給付金支給事業

**国の重点支援地方交付金**を活用して物価高騰の影響を受けた学生等の扶養者等に、負担軽減と学生等の修学継続を支援するため**給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者と給付金の対象となる**大学生等**とは…

### ■支給対象者

大学生等の扶養者及び生計維持者等

(令和8年1月1日時点で日野町に住民登録をしている人)

### ■給付金の対象となる**大学生等** ※①、②の両方に当てはまる方

- ① 平成12年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者
- ② 国内の大学(専攻科、大学院含む。)、短期大学(専攻科を含む。)、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、専門学校(専修学校(専門課程(上級学科を含む)))、予備校(学校法人格を有する予備校に限る)等に在学している学生である者

## 2. 支給額

**大学生等1人当たり 一律 5万円**

## 3. 申請期限

**令和8年3月10日(火)まで**

### ■問い合わせ先

〒689-4503

日野町根雨101番地 **日野町役場健康福祉課**

TEL: 0859-72-0334 FAX: 0859-72-1484

※ 申請方法や支給まで流れについては、裏面を御確認ください。

## 4.給付金の支給手続き



### ■ 必要な書類

- ▶ 申請書(町ホームページ、役場健康福祉課、黒坂支所にあります。)
- ▶ 令和8年1月1日付以降の学生等であることの証明書又はその写し
- ▶ 申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ▶ 振込先口座の通帳の写し(役場に登録口座がない方、登録口座以外に振込を希望する方のみ)

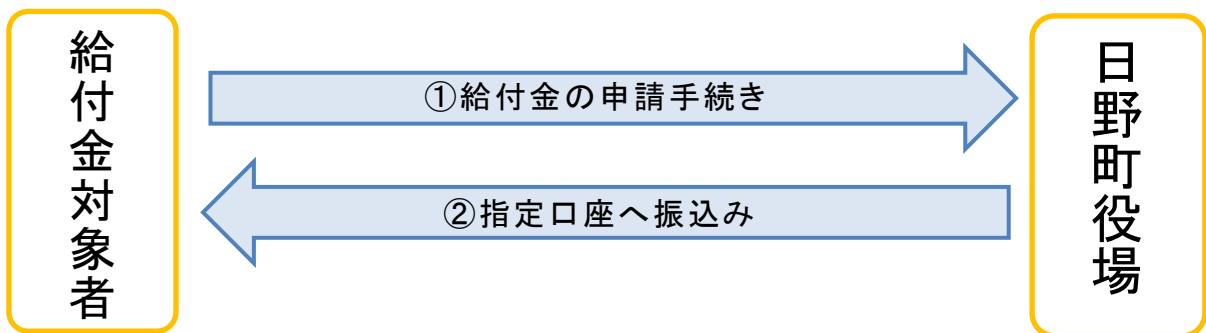
※原則、役場に登録している口座に振り込みます。役場に口座を登録していない場合、または、役場に登録している口座以外に振り込みを希望する場合、申請書に申請者名義の口座を記入していただく必要があります。

○また学生等と扶養者等との関係が特定できないときは、戸籍謄本等当該学生等と扶養者等の関係が分かる書類を併せて提出していただく必要があります。

### ■ 支給までの流れ

- ① 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに役場健康福祉課、黒坂支所の窓口に直接、または、役場健康福祉課まで郵送にてご提出ください。
- ② 申請書及び添付書類の審査後、給付が決定された方には指定口座に給付金を振り込みます。

**※支給日は決定次第、通知書を送付しますのでご確認ください。**



子育て世帯へ向けた給付金の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。